

第2期栗東市障がい者基本計画～成果と課題～

資料2

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(1)啓発広報と人権学習の推進	①広報・啓発活動の充実	1	人権問題に関する教育の推進	●「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のために、地区別懇談会やリーダー講座等の学習会で教育・啓発を推進します。	21	人権教育課	地区別懇談会では、「障がい」をテーマとして設定し、話し合った自治会は32自治会ありました。市民一人ひとりが部落差別をはじめとする様々な差別事象について学習し、人権問題に気づき・考え・学習することにより、よりよい地域社会を形成するとともに、ぬくもりのある人間関係の輪を広げていくことを目的とし、障がい者理解について考えました。	地区別懇談会では参加者が増えないなどの課題があったことから、参加の呼びかけや地域行事との共催などをし参加の広がりを持たせていく必要があります。それによって新たに学んだ方が、障がい者理解を含む様々な人権課題に関して、差別を許さない明るく住みよい地域社会を作っていく一歩になるのではないかと考えます。
		2	人権問題に関する啓発活動の充実	●「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のため、「じんけんセミナー」をはじめとする各種講演会の参加や街頭啓発活動の実施について、市民と協働で啓発・推進します。	21	人権政策課	「じんけんセミナー栗東」、「人権文化事業」、「市民のつどい」を開催し、市民の人権意識の高揚を図りました。特に「人権文化事業」では、障がい者への正しい理解を深めるため、義足のダンサーとして活躍しておられる「大前光市」さんによる講演&ダンスパフォーマンスを実施しました。また、同和問題強調月間や人権週間には人権関係団体により、街頭啓発を実施しました。	障がい者への正しい理解など多様化する人権課題に沿った、効果的な啓発への取り組みが必要である。
		3	職員への人権啓発と意識の向上	●人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。	21	人権政策課	職員が、様々な人権問題について学ぶ機会として、部落解放同盟びわこ南部地域協議会主催の連続講座や、滋賀県人権センター、滋賀県人権相談ネットワーク協議会などが主催する研修会について、職員にグループウェア等で情報提供を行うとともに、職員を研修会に派遣しました。	事業所における障がいに対しての知識、理解はまだ不足しており、より一層の啓発と就労に関する相談窓口や関係機関の情報の周知が必要不可欠である。
		4	ノーマライゼーションの理念の周知	●広報活動、社会教育活動等を通じて、ノーマライゼーションの理念の周知を継続的に推進します。また、学校教育等関係機関と連携し、全市児童生徒を対象とした福祉教育事業の実施に努めます。	21	関係各課	・地区懇談会の中で障がいをテーマに話し合った自治会は32自治会あった。(人権教育課) ・じんけんセミナーで障がいのある方を講師に講演を行い、参加者は障がい者への理解が深まった。(人権政策課) ・企業内同和、人権問題研修会にて障がい者雇用の促進及び周知を行った。(商工観光労政課)	
		5	「障がいの者の日」の広報・啓発	●市民の理解と認識を深めるため、12月9日の「障がい者の日」の行事として障がい者関係団体との連携を図りながら、障がいへの理解促進のための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。	21	障がい福祉課	障がい者理解促進のポスターを募集し、小学生16名、中学生4名から応募がありました。子ども議会開催にあわせ、12月9日の「障がい者の日」を含む障がい者週間に、ポスター掲示を実施するとともに、市内障がい者支援施設の事業の取り組みを紹介した。	「障がい者週間」への市民の認知度が低い状態である。今後も、特集記事やフォトニュース等障害に関する記事を掲載し、「障がい者週間」の周知と障がい者に対する理解の事業を継続していくことが必要である。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(1)啓発広報と 人権学習の推進	②人権学習の推 進	6	市職員に対する 研修の実施	●同和問題や障がいのある人をはじめ様々な人権問題に対する理解を深めるため、市職員を対象とした集合研修及び「じんけんセミナー」等への派遣研修を実施するとともに、各所属で人権・同和問題研修に取り組みます。また、職員提案や研修事後アンケートの内容を研修に積極的に取り入れ、より効果のある実施に努めるとともに、職場研修では随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境づくりに努めます。さらに、積極的に各種研修会や地区別懇談会に参加し、障がいに対する理解の自己研鑽を行います。	22	総務課	人権・同和問題職員集合研修において、障がいをテーマに「目できく、音を見る？聴覚障がい者の状況と理解に向けて」と題した研修を実施しました。また、職場研修として「障害者差別解消法」等に関する内容を全職員が理解することを目的に、取り組みを行いました。	研修後アンケートなど、職員からの要望や意見を積極的に取り入れ、より効果のある研修の実施と継続実施しやすい職場環境を作っていく必要があります。
		7	民生委員児童委員等に対する研 修の実施	●ホームヘルパーや民生委員児童委員に対して、障がいに対する正しい理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。	22	社会福祉課 社会福祉協 議会	各学区民生委員児童委員協議会にて作業所視察研修等が実施されました。  【民生委員・児童委員・社協職員】 ○人権研修会10/18「一隅を照らす」露の団子  【治田民児協】しがなんれん作業所・なかよし作業所、小牧ワイナリー、大萩茗荷村、あいとうふくしモール施設研修実施 【治田東民児協】なかよし作業所施設長による講演、なかよし作業所・びわこ学園やまなみ工房・パレット・ミル施設研修実施 【治田西民児協】なかよし作業所・ハウスの実の家施設研修実施、NPO法人滋賀自閉症研究会たんぼぼ 理事長 福永ナナ子氏による講演 【葉山東民児協】なかよし作業所・びわこみみの里、しがなんれん作業所施設研修実施 【葉山民児協】くりのみ作業所・小牧ワイナリー・パレット・ミル施設研修実施、障がい児地域活動支援（放課後でデイ）、子ども発達支援事業（たんぼぼ教室）について研修実施 【大宝東民児協】くりのみ作業所・むつみ園、小牧ワイナリー、止揚学園、長島愛生園施設研修実施 【大宝民児協】子ども発達障がいについて研修、小牧ワイナリー・長島愛生園施設研修実施	○民生委員・児童委員未選任地域が多く、実際の相談や支援につなげられないことがある。
		8	講演会の実施	●障がい者支援の関係機関が実施する講演会等の周知に努め、市民参加を求めることにより、障がいのある人に対する正しい理解を深めていきます。	22	障がい福祉課	関係団体の開催する大会、イベント、講演会等を後援し、市広報、市ホームページや案内チラシ等の窓口掲示（配置）などにより周知に努めた。	広報等で市民への参加を呼びかけているが、協力いただいている民生委員やボランティアの方に留まっている。啓発方法に工夫が必要。
		9	障がい者関係団 体に対する人権 学習会の支援	●当事者としての障がいに対する正しい知識を認識するとともに、あらゆる人権問題に対する理解を深めるため、障がい者関係団体の人権学習会を支援します。	22	障がい福祉課	会員が集まる総会や事業活動の際に、合わせて開催できるよう奨励し、学習会開催を支援した。	人権問題は、日常生活に存在する身近な問題であることから、今後も継続して開催する必要がある。障がい者に対する人権問題だけでなく、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についても学習を深められるよう支援する。
		10	地域行事への参 加の促進	●地域で実施する各種事業に障がいのある人が参加しやすいよう、取組の周知を図るとともに、ボランティアの配置や会場の設営等の十分な配慮を行い、参加の促進を図ります。	23	関係各課	栗東市内で開催される各種イベントや大会などについて、関係課からの要請に基づき、手話通訳の派遣を行ったことにより、ろうの方の参加促進を図った。（障がい福祉課）	ハード、ソフト面ともに、様々な障がいに対応できるようにするには、どのような支援が必要かの検討が必要。
(2)交流機会の 確保	①交流機会の充 実	10	地域行事への参 加の促進	●地域で実施する各種事業に障がいのある人が参加しやすいよう、取組の周知を図るとともに、ボランティアの配置や会場の設営等の十分な配慮を行い、参加の促進を図ります。	23	関係各課	栗東市内で開催される各種イベントや大会などについて、関係課からの要請に基づき、手話通訳の派遣を行ったことにより、ろうの方の参加促進を図った。（障がい福祉課）	ハード、ソフト面ともに、様々な障がいに対応できるようにするには、どのような支援が必要かの検討が必要。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(2)交流機会の確保	①交流機会の充実	11	交流の場・機会の確保	●障がいのある人との交流会等、障がいのある人への理解を深めるための積極的な取組を実施します。	23	関係各課	レクリエーションスポーツ大会においては、栗東市と龍谷大学との包括協定に基づき、大学生のボランティアが参加。昨年度より、続けて参加している大学生もあり、障がいのある人の理解につながっている。(障がい福祉課)	イベントなどでの交流をきっかけに、普段でも交流ができるようになるようなしなげが必要。
(3)福祉教育の推進	①福祉教育の充実	12	福祉教育読本の活用	●福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育を進めるとともに、効果的な活用ができるよう内容等を検討していきます。	24	学校教育課	総合的な学習の時間や学級活動等の時間において、「福祉教育」に関わる内容の資料として活用している学校があります。	十分には活用できていない現状も見られ、今後も内容等の検討が必要だと思われます。
		13	障がいのある人に対する正しい理解の教育の充実	●アイマスク体験学習等、障がいに対する正しい理解と認識を培う学習を年間計画のなか位置づけるとともに、学習で学んだことが生活のなかでいかせるよう教育内容の充実に努めます。	25	学校教育課	市内小・中学校において、発達段階に応じた学習内容を年間計画に位置づけて取り組むことができています。	学習したことをもとに、自ら実践していく力を培うことに課題が見られます。
		14	ふれあいの場・機会の充実	●障がいのある人とふれあったり、思いや願い等についての話を聞いたりすることを通して、障がいのある人の生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	25	学校教育課	栗東市内や近隣にお住まいの障がいのある方とのふれあいを通して、「共に生きる」ということについて学ぶ機会の充実に努めることができました。	身体障がいの方だけではなく、いろいろな障がいのある方とふれ合う場を設けることも大切であると考えています。
		15	学校行事を通じた障がいに対する理解の促進	●学校行事やPTA行事・学校・学年通信等を通じ、障がいや障がいのある人に対する保護者や地域の人々の理解の促進を図るとともに、学習で学んだことが日常生活のなかで実践できるよう、教育内容の充実に努めます。	25	学校教育課	学校で体験したり学んだりしたことを通信などで発信したり、親子ふれあいタイム等の時間を設定し、親子で体験を行うなど、身体障がいや視覚障害についての理解を深めることができました。	学習で学んだことを実践につなげていくことに課題があります。
		16	福祉に関する体験学習の充実	●総合的な学習等における福祉施設の訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やチャレンジウィーク、キャリア教育における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して、障がいのある人の思いや生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	25	学校教育課	小学校では総合的な学習の時間に、アイマスク、車いす等の体験や盲導犬を使っている方との交流を行い、成果が見られました。また、中学校では、職場体験等を通して、障がいのある方の生き方を学ぶことができました。	「体験したこと」を「理解」や「実践」につなげていくことに難しさがあり、体験学習の内容を見直していくことも必要だと考えています。
		(4)地域福祉活動の推進	①地域における各種関係団体との連携	17	地域振興協議会との連携	●市内すべての地域振興協議会との連携を積極的に進め、市民を対象とした障がいに対する正しい理解・啓発のための福祉学習会を開催します。	26	障がい福祉課
26	社会福祉協議会						○各地域振興協議会が、地域福祉活動支援助成事業により、地域住民の交流を図る事業等実施。 ○第2層協議体参画(地域ささえあい推進員) ※出前講座の実施【金勝「地域の課題を語り合おう」、治田東「ささえあいマップで地域づくり」、治田「見守り活動」、葉山「たすけあいゲーム」、葉山東「ふれあいまつり実行委員会」に参加】	
18	小地域ネットワーク活動展開の啓発			●小地域ネットワーク活動の展開により、地域の障がいのある人が地域とのかかわりを深め、参加しやすくなるよう、地域振興協議会等でふれあいサロンなどの未実施地域への啓発を図ります。	27	社会福祉協議会	○サロン等実施団体に対し、共同募金助成事業を実施 ○サロン等運営支援として出前講座、サロン交流会、レクリエーション物品貸出事業を実施。 ○地域との交流事業推進のため、歳末たすけあい地域活動助成を実施。	○高齢分野が中心になっている傾向にあり、障がいを持つ人に対する支援にも目を向けたり、啓発を行うことが必要である。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(4)地域福祉活動の推進	②ボランティア活動に対する支援の充実	19	地域福祉活動推進のためのリーダー育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職シニアをはじめ、様々な属性の人々が地域福祉活動の機会を得られるよう、要望や対象に応じたプログラムの講座開催を推進し、地域のリーダーとして活動を継続できるよう支援に努めます。</li> <li>●今後、生活支援ボランティア養成講座を開催する予定です。</li> </ul>	27	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「栗東市いきいき活動ポイント事業」の受託を通じ、人材育成。※令和元年度より、活動先に作業所追加。</li> <li>○「栗東ぐるり見守り隊」養成講座実施。7/12「介護保険制度」等について、8/2「傾聴からの社会貢献」鈴木絹英氏講演、9/19「いつまでも自分らしく生きる～で最期は？」小熊哲也DR講演、1/27「お互いさんからつながる笑顔～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～」花戸貴司Dr講演。</li> <li>○サロン交流会（3/6「何もしなくてもいいサロン」扇田宗親氏 中止）</li> <li>○栗東ふぁざーず倶楽部事務局等運営支援。</li> </ul>	○（栗東市いきいき活動ポイント事業）今後、障がい分野においても活動対象となるように協議を進める。
		20	ボランティア活動のコーディネートの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内各種の障がい者関係団体を把握し、連携強化に努めます。また、市民のボランティア関係ニーズの把握に努めるために、各関係機関へ社会福祉協議会職員が出向き、顔の見える対話を行い、必要なつながりや支えあいのボランティア活動を支援できるようコーディネートの充実に努めます。</li> </ul>	27	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栗東地区障がい者事業所連絡協議会の事務局を担い、情報提供および関係機関との連絡調整を行い支援した。</li> <li>○共同募金助成金申請団体に対し、ヒアリング等活動内容の把握に努めた。</li> <li>○心身障がい児・者レクリエーションスポーツ大会実行委員会事務局を担い、民生委員・児童委員・日赤奉仕団等のボランティア調整に努めた。</li> </ul>	○課題把握のため、綿密なモニタリングや協議が必要であるとともに、関係機関や新規事業所との連携が必要である。
		21	ボランティアに関する情報発信・管理機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙、ホームページ以外の媒体も活用し、ボランティア活動に関する情報提供を積極的に行います。</li> </ul>	28	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報「栗東ふくし」（隔月発行、全戸配布）、HPにおいて情報提供に努めた。</li> <li>○共同募金助成等、ボランティア団体に対して情報提供を行った。</li> </ul>	
		22	企業へのボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内企業への社会福祉協議会と栗東市ボランティア市民活動センターのPRを行うとともに、企業の社会貢献について講習会を開催します。</li> </ul>	28	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社協賛助会員法人に本会広報誌を発送し、社協とボランティア市民活動センターの啓発を実施した。</li> <li>○栗東生活支援協議会（令和元年度発足）の事務局を担い、企業の社会貢献活動の推進を図った。</li> <li>○法人が実施するフリースペース事業支援を実施。</li> </ul>	○企業の社会貢献の希望を上手く意志を必要なところにつなげられるシステムの構築が必要。
		23	ボランティア活動拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●栗東市ボランティア市民活動センターが充実したボランティア育成支援を行えるよう、活動支援を運営補助を行うとともに、関係課や関係機関との調整を行います。</li> </ul>	28	社会福祉協議会	○共同募金助成により、各団体の活動支援を行った。	○担当課との連携が十分に図れていない十分に連携していくことが必要である。
						障がい福祉課	ボランティア活動の支援のため、障がい者への自立（生活）支援サービスの提供側と受け手側双方のニーズの調整が円滑になされるように、関係する情報の収集・提供に努めることができた。	ボランティアを通じ、障がい福祉に参加する機会を提供できるようにレクリエーションスポーツ大会や手話講座等の事業を引き続き実施していく。
		24	ボランティア人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●視聴覚障がいのある人の情報収集・コミュニケーション手段を確保するため各種の講座を開設し、専門技術を有する人を育成します。また、幅広い年齢の方に活動の担い手となってもらえるよう、新たなボランティアの発掘に努めます。また、幼児期から障がいを通じた福祉を学び体験する機会を提供するとともに、市内全域の小中学校等に事業を周知します。</li> </ul>	28	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>再掲</li> <li>○福祉体験学習 車いす体験・アイマスク体験等を出前講座として実施し、学童期から障がい者理解について体験的に学べるように努めた(6/25葉山小：車椅子体験、1/19葉山小：車椅子、アイマスク体験、1/4金勝小：ガイドヘルパーの仕事について。</li> <li>○年末年始地域支え合い活動助成により特別支援学級児童と地域との交流を深めることができた。</li> <li>○京都市防災センター研修(12/14親子で22名参加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施学校が固定化。より多くの学校に積極的に啓発していくことが必要。</li> <li>○実施後のフォローができればと考える。</li> </ul>
						障がい福祉課	視覚障害者行動訓練事業を栗東市中心身障がい児者連合会に委託し、11月に実施。ガイドヘルパーやボランティアが視覚障害者とともに、公共交通機関を利用した移動するなど、行動を共にすることで、それぞれのスキルアップを図った。	ボランティアの募集を広報などで行ったが、応募が少なく、案内の方法は検討、協議が必要である。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(4)地域福祉活動の推進	③障がい者関係団体の活性化の支援の充実	25	障がい者関係団体への活動支援	●障がい者団体等の重要性などを啓発し、団体活動の活性化と会員数の増大を図るとともに、市内における障がい者関係団体の把握に努め、各障がい者関係団体の自主的な活動を支援するための活動補助金を交付します。	29	社会福祉協議会	栗東地区障がい者事業所連絡協議会の事務局を担い、情報提供および関係機関との連絡調整を行い支援した。	○課題解決に向けた施策、サービスの提案。 ○新規事業所への参加呼びかけ。
		26	家族会に対する活動支援	●家族同士の親睦や一般講演会開催の支援等、家族会の運営や活性化に向けての支援を継続して行います。	29	障がい福祉課	各障がい者団体に補助金を交付し、団体の自主活動の助言を行った。	各障がい者団体の共通点は、新規会員が増えていないところである。団体活動の活性化、会員増を図るために、障がい者団体等の重要性などを窓口等において啓発する。
		27	妊婦に対する各種健診・助成の充実	●妊婦の健康の保持及び増進のため、医療機関において妊婦健康診査を実施するとともに、健診に対する助成を行います。	31	健康増進課	妊婦健康診査に対する助成を行い、経済的負担の軽減と健康管理につながった。	妊婦健康診査の費用助成を継続する必要がある。
(1)発生予防対策及び早期発見体制の充実	①障がい発生予防のための体制整備	28	妊婦に対する訪問指導の実施	●ハイリスク妊婦の連絡があった場合は、必要に応じて訪問指導を行います。	31	健康増進課	ハイリスク妊婦の訪問指導等を行い、出産への支援ができた。	医療機関からのハイリスク妊婦の連絡が増えており、引き続き医療機関等関係機関と連携を図り継続支援をしていく必要がある。
		29	電話相談の実施	●妊産婦および乳幼児の健康に関して、電話相談等を実施します。	31	健康増進課	妊産婦および乳幼児の健康に関して、電話相談等を実施しました。	継続的に実施する必要がある。
		30	先天性代謝異常等検査の受診勧奨	●先天性代謝異常などの早期発見・早期治療をするため、先天性代謝異常等検査の受診を勧奨します。	31	健康増進課	先天性代謝異常等検査の受診勧奨を行なった。	継続的に実施する必要がある。
		31	乳児に対する訪問指導の実施	●乳児に対して、保健師等が訪問し、適切な指導を実施します。また、連携体制を強化し、ハイリスク児や産婦に対する訪問指導を行います。	31	健康増進課	こんにちは赤ちゃん訪問を行うとともに、ハイリスク児・妊産婦の医療機関連絡を受けて助産師または保健師が訪問指導を行った。	継続的に実施する必要がある。
		32	発達検査・相談の実施	●個別相談を行い発達検査及び発達を促すかわり方の助言を行います。	31	健康増進課	乳幼児健診のフォローとして発達検査及び相談支援を行った。	継続的に実施する必要がある。
		33	就学時健康診断・定期健康診断の充実	●学校保健法に基づき、就学時健康診断・定期安全健康診断を実施し、一般疾病・障がいの早期発見に努めます。	31	学校教育課	就学時の健康診断は、原則として就学予定小学校において受診していただくため、就学時の健康面等について就学予定校が事前に把握することができました。	就学時健康診断における人員の確保や校医との日程調整の難しさがあります。
		34	保健指導の実施	●子どものかかわり方や乳幼児の発育発達上、育児支援が必要と思われる家庭を対象に保健指導を行います。	31	健康増進課	支援の必要な家庭への保健指導を行った。	支援の必要な家庭への継続的な支援が必要である。
	②妊娠期・乳幼児期における疾病・疾患、障がいに関する知識の普及	35	母子健康手帳の交付	●妊娠・出産または育児についての正しい知識の普及及び健康の保持増進のため、母子健康手帳を交付します。	32	健康増進課	母子健康手帳発行時に健康状態の聞き取りや情報提供を行った。	継続的に実施する必要がある。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(2)医療体制及びリハビリテーションの整備	①行政、保健、医療機関の連携強化	36	ケアシステムの構築	●在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を果たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護師等との連携を強化し、地域で生活できるケアシステムの構築を図ります。	34	障がい福祉課	個別ケースを通じ、医療、訪問看護との連携が図れた。在宅歯科の取り組みとしては、通所者を対象に歯科医師会、衛生師会、事業所、行政によるコラボ歯科保健事業を継続している。	障がい者の高齢化、重症化により、地域生活支援のための医療との連携がより重要となる。今後も継続して、医療や訪問看護との連携を行う。
						長寿福祉課	圏域地域包括支援センター（3か所）を設置し、相談体制の強化や生活が困難な状態となった人への支援を構築する個別地域ケア会議を開催しました。また、自立に向かう支援ができるよう、介護支援専門員の人材育成の一環としてケアマネジメント支援会議を行いました。支援者の連携の強化については、個別支援会議を通じて行い、支援者にも理解を促すよう、説明に努めました。	3つの圏域地域包括支援センターは、職種の専門性を発揮し、チームで個別支援にあたり、その力量を向上させるとともに関係機関と連携し、住民が住む地域によって、格差なく支援できること必要です。また、介護支援専門員は、自立に向かうケアマネジメントが行えるよう、さらなる研鑽が必要です。
						健康増進課	障がい福祉課等のケース会議に参加し関係機関との連携を図ると共に、必要な支援を行った。	ケース会議に参加しながら、医療面等で必要と思われる支援を検討しながら連携していく必要がある。
(2)医療体制及びリハビリテーションの整備	①行政、保健、医療機関の連携強化	37	関係機関の連携強化	●他職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、県立リハビリテーションセンターや湖南地域リハビリテーション広域支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	34	障がい福祉課	市の自立支援協議会を年6回実施する中で、当事者団体や関係機関、医療機関等さまざまな立場の人が考える現状と課題を共有することができ、連携を深めることができた。	今後もさまざまな機会が多職種連携を図っていく。
						長寿福祉課	在宅医療介護連携支援相談員（コーディネーター）による相談、多職種での事例検討会や協議の場を通じて、連携強化に努めました。また、ケアマネジメント支援会議の参画ならびに職能団体と連携し、リハビリ専門職が介護支援事業所へ出向き、自立に向かう支援を行える体制を整えました。	関係機関との連携については、少しずつ進んでいます。専門職が住民の暮らしの場に出向いたり、住民が専門職やその団体等に関わる機会が少なく、在宅医療や介護の現状について住民への情報提供が不十分、また、専門職主導となり、住民のニーズが十分反映できていない可能性があります。
						健康増進課	障がい福祉課等のケース会議に参加し関係機関との連携を図ると共に、必要な支援を行った。	ケース会議に参加しながら、医療面等で必要と思われる支援を検討しながら連携していく必要がある。
		38	初期救急医療の充実	●かかりつけ医制度を啓発するとともに、休日・平日夜間等の初期救急医療の充実を図ります。	34	健康増進課	予防接種や各種健診の医療機関委託等とも係わって、かかりつけ医制度の啓発に努めた。湖南広域休日急病診療所、二次救急運営にかかる負担金を支出し、湖南地域医療圏域の救急医療体制を維持に努めた。救急歯科診療において、年末年始における当番医制度を継続して実施している。また、かかりつけ薬局について、啓発を図るためびわこ薬剤師会に委託し、出前トークを行った。	今後も関係機関と協議をしながら、湖南圏域救急医療体制を維持していく必要がある。
							39	養育医療費の給付
②医療制度の周知と利用促進	40	育成医療費の給付	●身体障がいのある児童に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な育成医療費給付事務を行うとともに、制度の周知に努めます。	34	障がい福祉課	18歳未満の児童に対し、必要に応じて支給決定を行うことができた。	新規申請の場合、育成医療が利用できる医療機関がどうかを迅速に確認し、必要に応じ関係課とも連携を取り、丁寧な説明を行う。手術治療等が継続する対象者にも、スムーズに移行していただけるよう、周知を行う。	
						41	更生医療費の給付	●18歳以上の身体障がいのある人に対し、その障がいを除去または軽減し生活能力を得るために必要な更生医療費を給付するとともに、他制度との併用など適正な運用についての啓発に努めます。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(2)医療体制及びリハビリテーションの整備	②医療制度の周知と利用促進	42	福祉医療費の助成	●重度・中度心身障がいのある人の医療費の一部(医療保健の自己負担額や高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金)を助成します。	35	保険年金課	重度・中度心身障がいのある人の医療費の一部(医療保険の自己負担額や高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金)を助成することにより、経済的な負担軽減を図り、障がい者福祉の向上に成果がありました。 R1.12末現在 障がい 579人 重度心身障がい老人(後期高齢者) 481人	障がいのある人が高齢化、重症化しつつあるなかで、継続的に医療を受けておられる人が多くみられ、1人当たりの金額が高額になる傾向があり、重症化の予防対策が必要です。 また、障がい福祉課との連携を密にし、制度啓発に努める必要があります。
		43	アイバンク・腎バンクの普及啓発	●厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口に設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。	35	健康増進課	厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口に設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図った。成人式において啓発冊子を配布し啓発を図った。	今後も、臓器の提供は少なく、普及啓発を継続していく必要がある。
						保険年金課	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証の裏面に、臓器提供意思表示を記載することで、加入者全員に対し普及啓発を行いました。 また、啓発チラシを窓口に設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図りました。	引き続き、制度啓発に努める必要があります。
	③難病患者に対する支援の充実	44	難病患者に対する支援	●新制度の周知に努めるとともに、難病患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所や滋賀県難病相談・支援センターとの連携を図ります。	35	長寿福祉課	支援の要となるケアマネジャーが、障がいのサービスや介護保険サービスを活用し、必要な支援を行っています。	新規ケースについては、保健所からの情報提供や支援についての助言を得るなど早期から必要な支援や情報提供ができることが必要です。
						障がい福祉課	障害者総合支援法により難病患者も自立支援のサービスや補装具、地域生活支援事業の対象となっている。窓口や委託相談支援等を通じて、サービス等の利用が適切に図られるように情報提供と利用支援に努めた。	障害者総合支援法の対象となる疾病が平成27年に拡大されており、支援等の周知に努める必要があります。
						健康増進課	障がい福祉課をはじめ、保健所と連携をし、支援を行った。	支援が必要な対象者については、対象者を把握している保健所と連携し、情報提供を行う必要がある
		45	日常生活用具の給付	●難病患者や家族の支援を行うため、医療機関等との連携を図りながら、様態に応じた日常生活用具の給付を行います。	35	障がい福祉課	在宅難病者に日常生活の便宜を図るために、程度に応じた日常生活用具の給付を行った。障がい者手帳不所持の難病患者に対し、令和元年度は2件の日常生活用具を給付した。	障がいに応じた用具の給付を行うため、すべての用具がどなたでも給付できるものではない部分がある。医療機関等と連携を行い、真に必要な日常生活用具の給付を行う必要がある。
(1)経済的自立の支援の充実	①各種経済的自立支援制度の周知と充実	46	障害基礎年金の支給	●国民年金の被保険者期間中や60歳から65歳未満に初診日がある病気やけがで障がいになったときに、その障がいの程度により障害基礎年金を支給するとともに、18歳までの子どもを扶養しているときは加算額を加えます。また、障害基礎年金の裁定につなげるため、関係課や年金事務所と連携し、制度の一層の周知に努めます。	37	保険年金課	窓口での相談を行うほか、障がい福祉課や社会福祉課と連携し、手帳交付時や生活相談時に障害年金の制度説明や相談を行いました。 R1.12末現在 相談件数：91件 請求受付：24件	年金事務所や他課との連携をさらに強化し、制度周知、啓発に努める必要があります。
		47	特別障害者手当の周知・利用促進	●日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の障がいのある人に対し、特別障害者手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	37	障がい福祉課	市のホームページに掲載するとともに手帳交付時に制度周知を行い、対象者へは申請案内を行った。また、利用者へ制度利用においての手続きや申請に伴う通知案内を行なった。	継続的に実施するに併せ、丁寧な説明を行なう必要がある。
		48	障害児福祉手当の周知・利用促進	●20歳未満の重度の心身障がいのある人に対し、障害児福祉手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	37	障がい福祉課	市のホームページに掲載するとともに手帳交付時に制度周知を行い、対象者へは申請案内を行った。また、利用者へ制度利用においての手続きや申請に伴う通知案内を行なった。	継続的に実施することに併せ、丁寧な説明を行なう必要がある。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(1)経済的自立の支援の充実	①各種経済的自立支援制度の周知と充実	49	心身障害者扶養共済制度の普及	●障がいのある人を扶養する保護者等が障がいのある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金・弔慰金を支給する心身障害者扶養共済制度の普及について、関係団体と連携を図り、促進します。	37	障がい福祉課	栗東市障がい福祉課作成の「障がい福祉のてびき」に制度案内を記載し、手帳交付時に制度周知を行っています。また、案内パンフレットをカウンターに設置し、だれもが手に取れるよう工夫しています。	継続的な制度周知が必要であり、申し込み、問い合わせ先への案内まで丁寧な説明が必要である。
		50	更生資金などの低利貸付	●障がいのある人の更生資金、生活・福祉・住宅福祉資金を低利で貸し付けます。	37	社会福祉協議会	実績0件	
		51	各種減免・無料制度の周知	●各種税金の減免、NHK放送受信料、郵便物の減免及びNTT無料番号案内の周知を図ります。また、障がいの種類や程度に合わせた周知方法を検討します。	38	各関係機関	「障がい福祉のてびき」に各種税金等の減免について掲載。新規手帳取得者には窓口で「障がい福祉のてびき」を配布。該当の減免等について説明を行っている。	
		52	児童扶養手当の支給	●児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、母または父に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	38	子育て応援課	○児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、母または父に児童扶養手当を支給しました。(H31.4.1現在 受給資格者 4人) ○対象児童に中程度以上の障がいがある場合、20歳まで延長して手当を支給しました。(H31.4.1現在 対象児童 2人) ○物価スライドによる手当額の見直しを行いました。	○関係課との連携、情報共有 ○周知広報の取り組み
		53	特別児童扶養手当の支給	●20歳未満の在宅中程度以上の心身障がい児を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。	38	障がい福祉課	20歳未満の在宅中程度以上の心身障がい児を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給した。(R2.3.31現在 受給資格者 109人) ○物価スライドによる手当額の見直しを行った。	継続的に実施することに併せ、丁寧な説明を行なう必要がある。 関係課等と連携・情報共有を行う。
		54	就学経費の一部支給	●小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。	38	学校教育課	小・中学校の特別支援学級に就学する保護者等の経済的負担を軽減することができました。	引き続き、保護者等の経済的負担を軽減していくことが必要です。
(2)在宅福祉サービスの充実	(2)在宅福祉サービスの充実	55	訪問入浴サービスの実施	●寝たきりなど、在宅の重度障がいのある人で入浴することが困難な人に対して、訪問入浴サービスを実施します。また、実施事業所の選択制の導入を検討します。	40	障がい福祉課	平成27年度より実施事業所の選択性を導入し、平成28年度は3事業所からの選択制。H31.4.1現在は3名が利用している。	今後も選択制を継続し、利用者の利便性を維持する。
		56	紙おむつ購入費の助成	●在宅の常時紙おむつを必要とする重度障がいのある人(児)に対して、紙おむつ購入費を助成します。また、制度の周知を図ります。	40	障がい福祉課	紙おむつを助成することで、介護者の経費の負担軽減ができた。	年4回に分けての申請のため、申請漏れがないよう広報で周知する必要がある。手帳交付時や手帳所持転入者にも制度の周知及び啓発を行う。
		57	補装具費の交付・修理費の支給	●身体障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障がいのある部分を補うため補装具費の交付及び修理費の支給を行います。また、障害者更生相談所と連携を密にし、補装具の必要性の見極めを行います。	40	障がい福祉課	補装具を給付することで、ADLの向上を図り、社会参加を促進した。	高額な補装具の給付が多くなってきており、必要性を見極める必要がある。多種多様な装具が開発されている中で、個々の身体状態や生活スタイルに合った装具を見極め、適正な給付に努める。
		58	日常生活用具の給付	●在宅で障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の障がい部位に応じた用具を給付します。	40	障がい福祉課	継続的に必要となるストマ装具をはじめ、日常生活に必要な用具を給付することができました。	社会情勢や環境の変化に伴い、給付項目や対象者要件の検討が必要となってきている。
		59	夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用促進	●市内在住の小・中学校特別支援学級、または特別支援学校に通う子どもが、日中一時支援事業の利用により、夏期休暇期間中の余暇時間の有効活用と、規則正しい生活習慣を維持することができるよう、夏期休暇期間中の日中一時支援事業(サマーホリデー等)の利用を促進します。	40	障がい福祉課	夏期日中一時支援事業の協力事業所は3事業所あり、利用登録者は31人、延べ利用者数は195件であった。事業実施により特別支援学校の夏休み期間中、利用児童の規則正しい生活及び保護者のレスパイトを確保することができました。	利用者が1事業所に集中していることや、実施事業所のスタッフ確保、ボランティア確保が課題となっております。



施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題	
(2)在宅福祉サービスの充実	(2)在宅福祉サービスの充実	60	緊急通報システムによる緊急時対応の整備	●民生委員との連携と情報共有を進め、「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	40	長寿福祉課 障がい福祉課	令和2年3月末現在、94件の高齢者宅に緊急通報システムを設置し、緊急時の対応を図っています。 栗東市障がい福祉課作成の「障がい福祉のてびき」に制度案内を記載し、手帳交付時に制度周知を行っています。	聴覚に障がいのある人のシステム利用について検討が必要です。 障がい福祉のてびき、市ホームページを活用し、制度の周知に努めます。	
		61	在宅福祉サービスの充実	●在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図り、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障がいのある人の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援などによる支援を行います。	41	障がい福祉課	居宅介護、重度訪問介護の自立支援給付のサービスによる支援を実施を行い、冠婚葬祭等の家族対応が困難な場合は、広域事業である湖南地域24時間対応型利用制度支援事業を活用いたしました。	湖南地域24時間対応型利用制度支援事業の人材不足により、障がい特性によっては受け入れに限界があるため、人材確保が今後の課題であります。	
		62	障がい者地域活動支援センターの充実	●障がい者地域活動支援センター機能強化事業により、栗東市身体障がい者デイサービスセンターにおいて、在宅の障がいのある人に対して、創作活動や社会との交流の促進、入浴サービスなどを行います。	41	障がい福祉課	栗東市身体障害者デイサービスセンターの延べ利用者数は1,007人であり、前年比1.35倍と大幅に増加。多様化するニーズに沿った支援を行うため、特定相談支援事業所と連携して、自立支援の視点からサービスを提供した。	設備が整っていることから、重症心身障がい児者などの重度障がいがある利用者が多く、職員の人員体制、援助技術の向上が求められている。	
		63	外出支援の充実	●屋外での移動に困難がある障がいのある人について外出のための介護を行い、社会参加の促進を図ります。	41	障がい福祉課	行動援護、視覚障がい者の同行援護の自立支援給付のサービスの提供又は、地域生活支援事業の移動支援の活用により外出支援を実施した。	通勤や営業等の「経済活動にかかる支援」や「通年かつ長期にわたる外出」については公的補助の対象外となっており、今後の制度見直しの課題であります。	
		64	各種割引制度の周知	●民間バス運賃の割引、JR運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引などの制度の周知に努めます。	41	障がい福祉課	手帳交付通知で、申請に必要な持ち物を記載し、手続きができるよう案内をしている。また、障がい福祉課作成の「障がい福祉のてびき」に記載し、手帳交付時の説明で制度周知を行っている。	継続的に実施に併せて丁寧な説明を行なう必要がある。	
		65	ヒアリング等によるニーズの把握	●必要に応じて、各種関係団体等へのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めます。	42	障がい福祉課	障がい者団体、特別支援学校の保護者会（PTA）との懇談会を実施した。	障がい者団体、特別支援学校等の保護者会のニーズがそれぞれ違い、それぞれに対応する必要がある。国、県の動向を注視し、各種団体等のニーズを本市の課題と捉え、関係機関と連携し、施策展開ができるよう取り組む。	
	66	関係団体等との連携によるニーズの把握	●各種団体やボランティア、民生委員児童委員と連携し、障がいのある人の福祉ニーズに対応した各種サービスを提供します。また、ネットワーク活動の補充に向けた啓発を検討します。	42	社会福祉協議会	○障がい者へのサービス（身障デイ、居宅介護、同行援護）を実施して在宅生活を支え、社会参加の機会充実に努めた。 ○特定相談支援事業により、障がい福祉サービス利用者の日常生活上の相談および関係機関と連携し、アセスメント、支援計画の作成を行った。	○特定相談支援事業の実施体制が困難な状況である。		
	(3)施設サービスの充実	①適切な施設サービスの利用促進	67	重症心身障がい者通所施設等の整備	●重症心身障がい者通所施設の整備を湖南圏域において推進します。	44	障がい福祉課	新施設開所に向けて、湖南4市で担当者協議を重ねる。令和2年4月に草津市内に重症心身障がい児者通所施設「かなえ」が開所。	令和8年度には、栗東市内に新施設の開所を目指している。
			68	精神障害者社会復帰施設の運営支援	●精神障がいのある人に対し生活や就労などのための訓練の場として設置されている精神障害者社会復帰施設の運営を支援します。	44	障がい福祉課	湖南4市広域事業として地域活動支援センターの機能強化事業を委託し、専門職による相談支援やサロン活動を通じて精神障がい者の社会復帰の支援を行っている。	湖南圏域で精神に特化した支援センターは1箇所、その果たす役割に地域からの期待は高まっている。広域事業により地域移行地域・定着支援の活動が着実になされるように継続して支援していく必要がある。
		②関係機関との連携の充実	69	関係機関の情報の共有化	●個別ケア会議等において、障がいのある人のニーズや問題ケース等の情報を共有し、意識の向上を図り、施設におけるサービスを充実します。	44	障がい福祉課	ケース会議や相談支援事業所との協議により、チーム支援に向けて個別ケースの課題共有や支援の検討を行った。 計画相談支援を利用している方には、定期的なモニタリングにより、導入サービスの有効性等の検証を実施している。	関係機関のそれぞれの役割、考え方等の違いがある中で、共有と課題解決に向けていくこと。相談支援専門員の資質向上に向けての取り組みが必要。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(4)意思疎通支援の充実	①障がいの特性の応じた意思疎通支援の充実	70	意思疎通支援事業の周知・利用促進	●意思疎通支援事業の周知を図り、利用を促進するとともに、障がいのある人のニーズの把握を行います。	45	障がい福祉課	市のホームページに掲載するとともに手帳交付時に制度周知を行った。利用検討や利用者へは申請や手続き方法の説明を行った。	継続的に実施に併せ丁寧な説明を行なう必要がある。
		71	手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣	●対象者の把握を行うとともに、聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣します。	45	障がい福祉課	市のホームページに掲載するとともに手帳交付時に制度周知を行った。利用検討や利用者へは申請や手続き方法の説明を行った。	継続的に実施に併せ丁寧な説明を行なう必要がある。
		72	市役所における手話通訳できる職員の配置	●市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	45	障がい福祉課	専任手話通訳者（正規職員・臨時職員）を配置した。	継続的な配置に併せ、正規職員採用の必要性を総務課へ説明する必要がある。
		73	「耳マーク表示板」の設置	●聴覚障がいのある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように市役所等に「耳マーク表示板」を設置するとともに、周知に努めます。また、銀行や病院など公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	46	障がい福祉課	窓口に「耳マーク表示板」を設置しています。また、市作成の「障がい者福祉のてびき」や市ホームページで耳マーク表示板の周知を行いました。	「耳マーク表示板」についての理解が不十分である。公共機関窓口へ「耳マーク表示板」設置を促進していく。また手帳交付時や職員に対しての啓発を行い、周知を図ります。
	②各種意思疎通支援の人材育成	74	手話通訳者等の人材育成	●広く市民に向け、聴覚障がいに対する理解を深めることと手話の普及を図るために「手話入門講座」等を開催し、手話通訳者等の人材育成に努めます。また、講座開催にあたっては、開催期間や時間等の工夫に努め、参加者の増大を図ります。	46	障がい福祉課	手話講座（入門課程）を開催し、手話ができる人材育成や聴覚障がいに対する理解を深め、14名が修了した。	「手話講座」に参加された方が講座終了後も継続して「手話」について学習を深めてもらえるよう、手話サークルの育成やバックアップの体制を作ることが必要である。
(5)情報提供の充実	①様々な手段による情報提供の充実	75	広報紙やホームページによる情報提供	●利用者が必要とする情報を必要なときに確実に提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、広報紙においては各課からの情報や取材内容が読みやすかつ伝えやすくなるよう、引き続き工夫に努めます。 ●また、ホームページではウェブアクセシビリティの向上に一層努めるなど、だれにもやさしい情報発信に努めます。	48	関係各課	広報紙の作成にあたっては、市の施策や情報などを誰もがわかりやすく読めるよう記事内容やレイアウトの工夫を行った。（秘書広報課）	利用者が必要とする情報を必要なときに提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、引き続き、内容やレイアウトを工夫しながら、だれにもわかりやすい情報提供に努める。
		76	各種手帳交付の周知	●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得目的の啓発に努めるとともに、交付の周知を図り、各種サービスの提供による障がいのある人の自立支援・社会参加の促進・福祉の向上を図ります。	48	障がい福祉課	障がい者手帳それぞれの交付時に、各種サービスの周知ができた。	障がい者手帳取得の目的について、啓発する必要がある。今後も広報やホームページ等を活用し、啓発に取り組む。
		77	「ハートプラスマーク」の発行	●内部障がい等に対する社会的理解を促進し、目に見えない障がいにより生じる不利益を解消するため、「ハートプラスマーク」を発行します。	48	障がい福祉課	市作成の「障がい福祉のてびき」に掲載している。	継続して実施していく。
		78	「障がい福祉のてびき」の発行	●障がいに対する正しい知識と理解を得るため、より見やすく便利なものとなるよう改訂版「障がい福祉のてびき」を発行し、障がい福祉サービスの周知を図ります。	48	障がい福祉課	身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳交付時に制度利用の案内に伴い、窓口で交付を行い、また、一般に交付希望者へは周知のためにした。	より見やすい、便利なものにしていく必要がある。制度の改正等常に情報を得て、関係機関と連携し、「障がい福祉のてびき」に反映できるよう取り組む。
		79	聴覚障がいのある人に対する通信手段の確保	●情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、メールの安全な活用について検討します。	48	障がい福祉課	聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段として、スマートフォン利用が主流になっており、安全に利用するために、不審メール等の受信ができないなど利用者に応じて販売店で手続きが行えるよう手話通訳者等を派遣しています。また、不審メール等について窓口で相談対応を行いました。	情報通信機器の利用の仕方や設定がメールに関わらず多岐にわたり、専門的知識が必要なため、販売店での対応が多く、相談時間が長時間となっています。情報通信機器の安全な活用について引き続き取り組みます。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(5) 情報提供の充実	② 障がいの特性に応じた情報提供の充実	80	視覚障がいのある人に対する朗読サービスを実施	●視覚障がいのある人に対して、対面朗読奉仕員によるコミュニティセンター・図書館・自宅での朗読サービスを実施するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	49	図書館	利用者の求めに応じて対面朗読を実施しました。毎月2名の方が利用され、35回実施しました。	ボランティアの養成と増員が必要です。☒
		81	市の広報紙等の点訳・音訳	●点字・音声の広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。	49	社会福祉協議会	○広報「栗東ふくし」の点訳・音訳を実施。	必要としている人に利用していただけるよう、さらに広報等による周知を図るとともに、利用者のニーズの把握に努め、利用しやすい点字版、音声版での情報提供の環境整備を図っていく。
						秘書広報課	市の広報紙については、点字版、音声版(CD)を発行するとともに、発行していることを広報に掲載し、周知を図った。また、点訳、音訳等のボランティア団体と関係課との意見交換会を開催し情報収集を行うことで、より利用しやすいものとなるよう努めた。	
				議事課	「りっとう議会だより」の音訳・点訳を行い、情報提供に努めました。	必要としている人に利用していただけるよう、さらに周知を図るとともに、利用者のニーズを把握することに努めていきます。		
82	図書館蔵書の音訳・点訳	●読者から依頼があった場合は、蔵書等を音訳や点訳するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	49	図書館	カセットテープやデジター（デジタル録音図書）等の録音図書を貸出しました。（カセットテープ91本、デジター494本、他館取り寄せ資料を含む）リクエストに応じ4タイトルを音訳し、デジターを作成しました。CDブック30点、大活字本（大きな字で書いてある本）19タイトル（46冊）を購入し、弱視の方への支援をはかりました。	ボランティアの養成と増員が必要です。☒		
(6) 総合相談機能の充実	① 一貫した相談体制の充実	83	地域活動支援センターとの連携による相談支援体制の充実	●相談支援に関する市との情報共有を図るとともに、計画相談についても特定相談支援事業所との連携も含め連動した相談支援体制の充実に努め、支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。	51	障がい福祉課	基幹相談支援センター、地域活動支援センターとの連携を図りながら、障害特性に応じた相談体制がとれた。各相談支援事業所とは、定例の連絡会を通じて市の担当者と情報共有を図っている。また、相談支援専門員の意見交換の場として、障がい児・者自立支援協議会の部会に相談支援事業所連絡会を継続して実施している。	障がい児・者自立支援協議会の事例検討では、委託相談と計画相談の双方が連携して相談支援にあたる有効性が認められ、参加事業所でその認識が深まりつつあるが、委託相談、計画相談ともにニーズが高く、人材がなかなか確保できない現状がある。
		84	栗東市障害児・者自立支援協議会の活性化	●関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで、障がいのある人等への支援体制の整備を図ることを目的とする自立支援協議会の運営の活性化を図ります。	51	障がい福祉課	令和元年度は、「地域生活支援拠点等の整備」についてメインテーマに掲げ、事業所へのアンケート調査も実施し、グループワークを行いました。また「災害対策」や「虐待対応」をテーマにして情報共有を行いました。	構成機関の事業所みなさまが参加しやすいテーマ設定や相談支援専門員の感想や期待を受け止め、有効なネットワークと市内の相談支援体制の強化を構築していきたい。
		85	就学相談の機会の充実	●就学相談における相談員や相談時間の確保に努め、就学相談の機会の充実を図ります。	51	学校教育課	学識経験者や医療関係者などの専門的な知識を有しておられる方に相談員になっていただき、定例で3回の就学相談会を開催しました。	今後、ますます相談件数が増えることが予想されますが、相談員の確保や時間調整が困難な現状があります。
		② 身近な相談体制の充実	86	心身障がい者相談員の質の向上	●障がい者相談員の質の向上を図るために研修会を開催し、広報等による啓発を行います。	52	障がい福祉課	心身障害者相談員として15名委嘱し、県の研修会等受講している。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題	
(6)総合相談機能の充実	②身近な相談体制の充実	87	民生委員児童委員による身近で適切な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員児童委員が地域での相談に適切に対応できるよう、年間を通して研修、情報交換の機会を設け、特に新任民生委員児童委員に対して、研修を実施するなどの支援を行います。</li> <li>●複合的な課題を抱えた困窮者に対して、各課、関係機関、団体との連携による相談窓口を設置し、支援を行います。</li> </ul>	52	社会福祉協議会	○県域での相談援助に関する研修会に各学区民児協より出席するとともに、各学区定例会、部会においても障がいに関する学習を実施している。	○特に新任民生委員・児童委員には継続した研修と、活動上の悩み・質問事項を相談できる機会が必要である。	
		88	第三者機関と連携による苦情や問題解決に向けた取組の充実	●障がいのある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取組の充実を図ります。	52	障がい福祉課	サービス利用に関する苦情等について、必要な方には、権利擁護センターの紹介を行っている。	関係各課等の連携により生活困窮者への重層的な支援に引き続き取り組んでいく必要があります。	
		89	人権いろいろ相談の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な人権に関する悩みの相談窓口として人権擁護委員による相談を開催します。</li> <li>●相談業務に対応できるよう専門知識を習得する研修会を実施し、質的充実を図ります。</li> </ul>	52	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権いろいろ相談を毎月1日（1日が休日の場合は休日明けの平日、但し4月と1月は除く）に、なごやかセンターで開催しました。開催については、広報や市ホームページおよび自治会内の回覧等により周知を図りました。</li> <li>・人権いろいろ相談を開催するにあたり、大地法務局管内の人権擁護委員で構成する大津人権擁護委員協議会が、人権擁護委員対象の研修会を開催するなどして資質向上に努めました。また市主催のセミナーや外部研修に参加することで、人権相談業務に対する力量の向上を図りました。</li> </ul>	研修会やセミナー等を通して、相談員としてのスキルアップを継続的に行う必要がある。	
	③障がい者虐待防止・権利擁護事業・成年後見制度の周知と利用促進	90	障害者虐待防止センターとしての機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の虐待通報の受理や、障がい者及び養護者に対する相談や指導・助言など、障がい者虐待の防止に対する支援を行います。</li> <li>●障がい者虐待防止に関する広報や啓発活動を行います。</li> </ul>	53	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県主催の虐待防止に関する研修への参加や、他市との意見交換などで職員の資質向上に努めた。特に通報時における初動対応（コア会議の開催など）の整備を行った。また、困難なケースについては、県高齢者障がい者虐待対応支援ネットからもアドバイスをもらうようにした。</li> <li>・窓口にパンフレットを設置するなど、虐待防止に関する情報を発信した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待対応における基幹相談支援センターの役割の整理が今後は必要。</li> <li>・有効な啓発の方法について検討が必要。</li> </ul>	
		91	地域権利擁護事業の周知・利用促進	●判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、社会福祉協議会が行う地域権利擁護事業により適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、制度の利用について積極的に啓発を図ります。	53	障がい福祉課	個別支援の中で、必要な人に事業の周知と利用に結びつけることができた。また自立支援協議会定例会において権利をテーマとして取り上げる中で、権利擁護事業の自立支援に相反する効果等もあわせて支援者・関係機関で確認することができた。	地域権利擁護事業のみでは解決できないケースがあり、他の事業も含め、検討していく必要がある。	
							社会福祉協議会	○広報栗東ふくし、HPにて啓発を実施。 ○地域福祉権利擁護事業の実施（契約件数：認知症高齢者等12件、知的障がい者23件、精神障がい者16件、その他7件）。	○関係課等との情報共有と、役割の分担が必要。
		92	成年後見制度の周知・利用促進	●判断能力が十分でない知的障がいまたは精神障がいのある人等が財産管理や在宅サービスの利用などで自分に不利な契約を結ぶことがないよう、制度の周知と利用の促進を図ります。	53	障がい福祉課	成年後見センターもだまに委託し、利用に関する相談業務、申し立て支援等を実施している。「なんでも相談会」や「出張相談」を開催し、制度の周知、利用促進に努めた。	成年後見制度利用促進計画に基づく、中核機関の設置や後見報酬について、より利用しやすい制度とするための協議を今後も湖南4市で継続していく。	

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(1)就学前対応と就学指導の充実	①乳幼児の保護者への障がいに対する正しい理解の普及	93	発達相談の充実	●健診等の機会や相談を通じて、発達障がい等が考えられる子どもの保護者に対し、障がいを受容できるよう、きめ細やかな発達相談や支援できる体制を整備します。そのために、関係課との連携を密にし、処遇を検討する機会を計画的に設けます。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めます。就学前・就学後におけるきめ細やかな対応だけでなく、青年期・成人期までを意識した体制づくりに取り組みます。	55	健康増進課	発達に課題がある親子に対する相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携し早期療育につなげた。	関係機関との連携のもと、早期療育を含めて適切な相談支援を行う必要がある。
				子ども発達支援課		乳幼児健診を行う健康増進課や校園との連携を図る中で、発達に課題のある子どもたちに対して発達検査を実施し、保護者や校園と支援の共有を行い、必要に応じて療育機関等と連携を図る中で、個に応じた支援が行えるよう努めました。特に、保育園については、巡回支援を行う中で園生活の中で個別の支援を行うことで、集団生活での過ごしにくさを軽減することができました。 また、乳幼児期から青年期までの支援については、栗東市発達支援連絡会の中で関係各課が連携を行えるよう、発達支援システムの確認を行いました。	発達に課題のある児童生徒への支援は、児のみでなく保護者への支援も必要な場合があり、保護者を含めた支援が行えるよう、関係機関の連携をより充実させる必要があります。 巡回支援については、幼児課が実施する巡回相談とのすみ分けを行い、それぞれの課における支援先への支援を充実させながら連携を図ることで、より良い支援が行えるようする必要があります。 また、栗東市発達支援連絡会の連携をより一層深めることが必要です。	
	②療育(発達支援)体制の充実	94	就学指導委員会の充実	●就学支援委員会専門部会の機能の充実を図り、適切な環境において、保育が受けられるよう、職員の資質向上と人材確保に努めます。	55	幼児課	就学支援委員会支援検討部会は5回開催しました。特別支援教育の専門的な知識の視点から審議を行い、各園へ特別支援加配職員を配置しました。また、就学支援委員会支援検討部会での指導を各園へ伝達し、保育実践に活かせるようにしました。	特別支援加配対象児が増加傾向にあります。就学前教育から早期の丁寧な関わりを通して乳幼児の発達が促せるよう、引き続き職員の資質向上と人材確保を努めていく必要があります。
				95			幼児ことばの教室の実施	●教育相談後、通級が決定した幼児については定期的な指導と必要に応じて発達検査や構音指導等を実施します。その他、保護者の支援のニーズに応じて通級ではない支援相談として対応し、通級指導同様に発達検査や構音指導、保護者支援をします。また、多様なニーズに応じ、家族支援を充実するためには、職員の資質向上が不可欠であり、人材の確保も必至であるため、園と連携してよりよい支援の提供に努めます。
		96	たんぼぼ教室の充実	●遊びや小集団活動を通じて日常生活への適応や自立を促し、個別の課題に応じた療育を進め支援するとともに社会生活への参加を援助します。また、保護者に対して養育に関する支援を中心に相談や助言を行います。幼児の家庭環境や事情によっては、関係機関と連絡を密にし、幼児の療育が計画的に行えるよう取り組みます。児童発達支援事業に保育所等訪問事業【虹】を加え、児童発達支援センターへと拡張をし、より地域の発達支援を担えるよう、専門知識を持つ職員体制の安定確保に努めます。	55	子ども発達支援課	就学前の心身の発達に支援が必要な幼児に対して、生活や遊びを通して、日常生活における基本的な生活習慣の確立や社会生活への参加の支援を行いました。 保護者に対しては、子どもを理解し子育てが楽しめるように支援を実施しました。また、在園児については、それぞれの園に訪問し、支援についての情報交換を行いました。	早期発見の観点からも、乳幼児健診を担う健康増進課や、日頃園児と接する園と連携することが必要です。また、子どもの発達に悩む保護者への相談支援については、保育者の力量が問われるところであるため、保育者のスキルの上を行う必要があります。
		97	児童発達支援事業と計画相談の実施	●心身の発達に障害や遅れのある、または将来においてその疑いのある幼児に対して、社会生活への適応や自立に向けて力を獲得できるように、児童発達支援事業や保育所等訪問支援などの利用を提案し、利用計画を作成します。また支援を適切に受けていただいているかモニタリングを行います。			56	子ども発達支援課
	(1)就学前対応と就学指導の充実	③障がい児保育の充実	98	保育園・幼稚園における指導の充実	●家庭や療育事業関係者・関係専門機関との連携に努め、心の安定と心身の自立に配慮し、一人ひとりの発達課題に応じて特別支援教育や特別支援教育推進園訪問を実施し、園内体制の充実を図ります。	56	幼児課	各園への特別支援教育にかかわる園訪問をたんぼぼ教室、ことばの教室の職員、巡回支援特別専門員とともに実施し、子どもの把握に努めました。保育参観後、子どもの姿、保護者の思い等を共有し、支援の方向性を共に考えていくことができました。また、園内委員会や、懇談の進捗状況を確認し推進しました。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(1)就学前対応と就学指導の充実	③障がい児保育の充実	99	保育園・幼稚園における障がい児保育の充実	●保育園・幼稚園での障がい児保育の推進のため、総合保育を進めながら生涯にわたっての系統的療育を踏まえ、障がい児加配職員や看護師の配置に努めるとともに、加配保育士・加配教諭の障がい児保育についての研修会を実施します。	56	幼児課	就学支援委員会就学前支援検討部会の答申により、特別支援加配職員を配置しました。また、医療的配慮の必要な乳幼児が在籍する園につきましては、重要度に応じて看護師を配置しました。夏期間を活用し、特別支援加配職員の研修会を開催したり、月1回の看護師会議にて看護師の資質向上に努めたりしました。	特別支援加配対象児が増加傾向があるとともに、就学前教育に携わる職員確保の厳しさに直面しております。子ども一人一人の発達課題に応じた保育が推進できるように、引き続き人材育成と確保に努めていきます。
(2)特別支援教育の充実	①特別支援教育の充実	100	児童生徒の実態に応じた特別支援学級の設置	●児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒のための個別指導や通級指導等、障がいの多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。	58	学校教育課	児童生徒の実態に応じ、望ましい支援を受けることのできる特別支援学級の設置に向けて、県への働きかけを行いました。また、個に応じた支援の充実のために、市費で特別支援教育支援員を各校に1名ずつ配置しています。	日頃から児童生徒の実態を把握し、個々に応じた支援をしていけるように、学校において計画的、継続的な就学指導をすすめていくことが必要です。
		101	教育課程の編成や指導方法の工夫	●児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、「個別的教育支援計画」の作成を進めます。	58	学校教育課	個別の指導計画や個別的教育支援計画を作成し、その計画に沿った指導を積み重ねていくことで、支援の充実が図れるようになってきています。	個別的教育支援計画の作成はすすんでいますが、有効的に活用できていない場合もみられるため、さらに取り組みを進めていきます。
		102	子どもの状況に合わせた教材・教具の充実	●子どもの成長に合わせた備品の設置や教材の作成など、教材・教具の充実に努めます。	58	学校教育課	児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるように、実態に応じた教材を使用することで、いっそう効果的な指導ができるよう工夫をしています。	手作り教材は有効ですが、個々の実態に応じたものを準備するには、時間的に難しい面があります。
	②教職員に対する専門的な知識の普及	103	教職員の指導力の向上	●教職員に対して、特別支援教育基礎講座、専門講座等を開催し、教員の特別支援教育に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。	58	学校教育課	教育研究所主催の夏季休業中の研修会、特別支援教育スキルアップ研修を行うなど、大変充実した研修を行うことができました。	さらに多くの教職員の理解を深めるために、研修会に参加できる機会をいっそう広げていく必要があります。
						幼児課	特別支援教育コーディネーター会議を設置し、園内の特別支援教育の充実を図るため、コーディネーターの研修を年間9回実施しています。講師を招いての研修も行き、スキルアップに努めました。	職員の資質向上を図るためには、研修会の実施を積み重ねスキルアップを推進していく必要があると考えております。出来る限り全職員が研修に参加できる体制整備を行い、指導力の向上を図る必要があります。
	③放課後の居場所づくりの充実	104	障害児地域活動施設の支援	●放課後、地域において他の児童や住民とのかわりのなかで社会的な経験を積ませるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持するため、障害児地域活動施設指定管理者に対して、必要に応じた支援を行います。	59	障がい福祉課	引き続き、放課後等デイサービスとして事業を実施、利用児童に必要な療育活動を行うとともに、保護者の負担軽減を図った。また、指定管理者と定期的に協議を行い、必要に応じて対応を行っています。	他の放課後等デイサービス事業所との差別化が必要。
						105	放課後等デイサービス事業の支援	●障がいのある小学生から高校生までの子ども、学校の帰りや学校休業日、長期休暇における居場所づくりのため、放課後等デイサービス事業の支援を行います。
(3)社会参加の促進	①スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実	106	スポーツ・レクリエーション大会の開催	●障がいのある人がスポーツを通じてお互いの交流と親族を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。また、参加者の拡大のための周知活動やボランティア確保を行います。	61	障がい福祉課	レクリエーションスポーツ大会、ボウリング大会などを開催し、障がい者の社会参加の促進につなげた。レクリエーションスポーツ大会においては、大学生のボランティア（18名）などを含めて715名の参加があった。	参加者や運営を担う実行委員が主体性を持って関わっていくことが課題である。実行委員会機能により、参画する施設や団体の主体的な関わりを引き出し、市はオブザーバー的な役割を担い、社会参加を促進する。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題	
(3)社会参加の促進	①スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実	107	スポーツ・レクリエーション事業の推進	●障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。また、(公財)栗東市体育協会等が進める各種事業においても障がいのある人にやさしい対応ができるような指導、助言を行います。	61	スポーツ・文化振興課	障がいのある方が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、スポーツ推進委員が競技・種目の指導方法や対応について研修を受け、実践し、障がいのある方が参加しやすい環境づくりに努めている。また、(公財)栗東市スポーツ協会との定例の会議の場で、障がいのある人にやさしい対応ができるよう指導、助言を行っている。さらに、くりちゃんファミリーマラソンにパラリンピックマラソンに出場された近藤寛子選手をゲストランナーとして迎え、「パラスポーツに親しもう！伴走体験コーナー」を開催し、スポーツを通じて障がいのある方とのふれあい、障がい者スポーツの推進を図っている。	スポーツ推進委員だけでなく、スポーツ施設やスポーツ・レクリエーションにかかわるすべての者が、競技・種目の指導方法や対応についてのスキルを身につけ、継続して障がいのある方が気軽にスポーツ・レクリエーションに参加しやすい環境づくりに取り組む必要がある。	
		108	文化・スポーツ施設の改善	●文化・スポーツ施設を障がいのある人が容易に利用できるような改善します。	61	スポーツ・文化振興課	市が適時施設を確認し、障がいのある方が容易に利用できるよう指定管理者に対して指導・助言を行うとともに、適時修繕等による快適な環境づくりを行っている。	施設が老朽化していることから、引き続き修繕等による改善が必要である。老朽化に伴う施設の改善が適時必要です。	
		109	芸術文化施設の快適な鑑賞空間の確保	●芸術文化施設を障がいのある人が容易に利用できることにも快適な鑑賞空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めるとともに、芸術文化会館を管理運営する民間企業に対して「障がい者にやさしい環境づくり」の指導、助言に努めます。	61	スポーツ・文化振興課	芸術文化会館「さくら」においては、障がいのある方が気軽に芸術鑑賞ができるよう、車いすのまま鑑賞できるスペースや、集団補聴システムを導入、さらにはサービス介助士を配置するなど、様々な視点から障がい者にやさしい環境づくりに努めている。また、日々の館運営の中で常に利用者の声に耳を傾け、障がいのある方をはじめすべての人に芸術文化会館を身近に感じていただけるように努めている。	指定管理者とともに利用者の視点で課題解決に努めているが、より利用者の立場を考え、障がいのある方が文化芸術活動ができる環境づくりに取り組む必要がある。	
		110	自然体験「キャンプ」の実施	●在宅の障がいのある人(児)を対象とした交流会、文化活動等の実施を促進します。	62	社会福祉協議会	○青空共和国が実施する療育キャンプに共同募金助成。	○参加人数の減少、ボランティアの確保が難しくなってきた。	
	②生涯学習の充実	111	各種情報の提供と講座・研修会等の開催	●障がいのある人に対する各種講座の提供、講座、研修会等の開催を推進し、自立した生活を維持する生活技術・技能の訓練及び習得を図ります。	62	社会福祉協議会	○J-エクスペ事業(1人)受託および障がい者介護職員養成研修の実習生受入により、障がい者就労支援を行った。	○社会福祉協議会のみではなく、障がい者就労支援の受入施設の拡大が必要。	
		112	講座に参加しやすい環境整備	●じんけんセミナー等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応の配置や12月の「人権週間」に合わせた人権文化事業の開催など、希望するだれもが参加できる講座を開催します。	62	人権政策課	「じんけんセミナー」「人権文化事業」「市民のつどいでは」では、手話通訳や要約筆記、託児サービスおよび車いす利用者への対応など、可能な限り利用者への対応を行った。	今後も、希望するだれもがセミナー等に参加できるように、合理的配慮を心がけた取り組みを継続することが大切である。	
		113	だれもが参加できる公開講座・セミナーの開催	●希望するだれもが参加できる公開講座・セミナーを開催します。	62	生涯学習課	生涯学習のまちづくり講座や、はつらつ教養大学、社会教育重点事業(親子バレー・親子英語・親子リトミック)など各種講座を開催した。	はつらつ教養大学は各コミュニティセンターで年5回開催するが、だれもが気軽に参加しやすいような環境づくりや啓発が継続して必要である。	
							社会福祉協議会	○社会福祉大会記念講演「地域で暮らす、地域と暮らす」龍谷大学講師村田智美先生 実施。 ○「栗東ぐるり見守り隊」養成講座実施。7/12「介護保険制度」等について、8/2「傾聴からの社会貢献」鈴木絹英氏講演、9/19「いつまでも自分らしく生きる～で最期は？」小熊哲也DR講演、1/27「お互いさんからつながる笑顔～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～」花戸貴司Dr講演。 ○出前講座の実施。 ○老人福祉センターにおいて介護予防、健康、福祉に関する教養講座を開催。 ○社会福祉大会において手話通訳者を配置した。	

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(3)社会参加の促進	③地域活動への参加の促進	114	地域活動に参加しやすい環境の整備	●障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する正しい理解を促進するとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービスの周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。	63	障がい福祉課	民生委員等からの要請に応じ、出前講座を行った。また、広報に特集記事を掲載し、市民に障がい福祉に関する情報提供を行った。	自治会等が開催する学習の場が限られており、啓発が十分ではない。要請に応じ、出前講座で障がい理解の啓発を行う。また、広報等に障がい福祉に関する記事を掲載し、情報の発信をする。
		115	自治会集会所のバリアフリー化に対する工事費の一部補助	●自治会へのアドバイスや情報提供を行うとともに、自治会の集会所のバリアフリー化に対し、工事費の一部を補助し、自治会等地域コミュニティ組織が活動しやすい環境整備に取り組めます。	63	自治振興課	令和元年度では、1自治会へ集会所のバリアフリー化に対して補助金を交付しました。また、次年度に向けた自治会からの問合せに、補助制度の情報提供を行いました。	自治会活動の拠点である集会所では、バリアフリー化が進んでいます。
(4)移動支援の充実	①移動支援の充実	116	移動支援事業の充実	●屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。	64	障がい福祉課	屋外移動に困難がある障害児者に、外出のための介護を行う移動支援を利用いただいた。	移動支援の名称から、学校等への送迎に利用される保護者が多く、あくまで余暇支援であって、介護タクシーではないことを理解していただかなければならない。
		117	タクシー代・ガソリン代の一部助成	●通院による人工血液透析を必要とする人に対して、タクシー代・ガソリン代の一部を助成します。	64	障がい福祉課	人工透析患者に対し、タクシー、ガソリンチケットを交付した。	ガソリンチケットについて、セルフ給油所の増加により、利用できるガソリンスタンドが少なくなってきた。令和2年8月から、対象者を人工透析に加えて重度心身障がい者（児）に拡大。通院費の負担軽減と社会参加を促進するため、制度の継続が必要である。
		118	コミュニティバスの運行による移動手段の確保	●栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行います。今後は、バス待合所の環境改善を図るなど、運行サービスの充実に努めるとともに、継続したバス利用実態調査と検証を行います。	65	交通政策課	平成30年度より、便利で使いやすいバス交通体系になるよう栗東市バス交通体系計画の見直しを行っており、令和2年10月の運行を目指し、今まで以上に鉄道やバス路線との乗り継ぎの利便性が向上するよう、現在事業者と協議調整を行っております。また、バリアフリー対応車両については、全路線において既に導入済みです。	厳しい財政状況のもとで、「くりちゃんバス」を運行していくために現在の収支状況を広く市民に周知し、事業への理解と乗車協力をお願いして、収支改善につなげていく必要があります。
(1)一般就労の促進	①一般企業等への就労支援の充実	119	公共職業安定機関等の相談機能の充実	●公共職業安定所・滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等との連携を図り、各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集に努め、相談・情報提供・職業開発・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	67	商工観光労政課 障がい福祉課	滋賀県発達支援センター、公共職業安定所、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等の関係機関と日常的な連携を図り、迅速な情報収集に努めた。また、関係機関が開催している各種研修会等に参加することで、就労支援相談員のスキル向上が図られ、就職相談者に対して適切な情報提供、就労支援を行った。 障がい者の就労や就労の定着に関する支援について、各役割分担に基づき、障がい者の支援ができた。	就職困難者に対してより適切な支援・情報提供が行えるよう、就労支援相談員等の関係機関との連携強化と更なる技能向上を図る必要がある。 障がい者の就労ニーズの高まりに伴い、ハローワークや湖南地域働き・暮らし応援センター、市の各所属の就労支援担当等と連携しながら障がい者の就労支援に取り組む。
		120	働き・暮らし応援センターとの連携強化	●働き・暮らし応援センターとの連携を強化し、障がいのある人の就労相談の充実に努めます。	67	障がい福祉課	湖南地域働き・暮らし応援センターと連携して、就労、日常生活の両面について個々のケースに応じた相談支援をおこなっている。	湖南地域働き・暮らし応援センターとの定期的な情報共有、検討の場を設置し連携強化を図る。
		121	就労支援計画の充実	●障がいのある人等の就職困難者の雇用促進を図るとともに、就労定着に向けた継続支援に努めます。	67	商工観光労政課	毎月1回開催される湖南就労サポートセンター主催の「就労支援連絡会議」に参加することにより、湖南4市の就労支援事例についての意見交換を行い、就職困難者の就労支援および定着に向けた継続支援の実施に努めた。 また、湖南就労サポートセンターの廃止に伴い、「第三次栗東市就労支援計画」の一部見直しを行った。	令和2年3月末で湖南就労サポートセンターが廃止となった。湖南就労サポートセンターが担ってきた役割は主として湖南地区職業対策連絡協議会が引き継ぐが、多様かつ複合的な課題解決に向け今後もハローワークや関係機関等との連携をより一層強化し、就労定着に向けた取組が必要である。



施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題	
(1)一般就労の促進	①一般企業等への就労支援の充実	122	就労移行支援事業の推進	●一般企業等に就労希望の障がいのある人に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進するとともに、事業の成果が企業内でいかせるよう、さらに公共職業安定所、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターなどの関係機関との連携を強化します。	67	商工観光労政課 障がい福祉課	一般企業等での就労を希望する障がいのある人に対して、その人の状況に応じて障がい福祉課などと連携して就労移行支援事業所への見学同行や定着に向けたケース会議に参加し一般就労を目標に就労に必要な知識や能力向上の訓練を行う同事業所を推進した。  就労移行支援や就労定着支援の自立支援サービスによる支援を実施しました。湖南地域障害者働き・暮らし応援センターなどの関係機関とケース会議を実施することにより支援を行いました。	障がい者本人の就労意欲、就労希望と本人にあった就労先のマッチングは必ずしも一致しないので、引続き本人の意向を尊重しつつ、状況に応じて適切な就労先の選択に努める必要があるとともに、職業体験ができる事業所の開拓が必要である。  就労アセスメントの実施方法について圏域のサービス調整会議の専門部会において、特別支援学校から役割分担について問題提起がなされており、見直す必要がある。	
		123	就職支度金の支給	●身体障害者更生援護施設入所者や精神障がいのある人が、訓練を終了し、就職する等により自立する場合に就職支度金を支給します。	68	障がい福祉課	令和元年度は実績なし。	今後、対象者があれば支援を実施していく。	
		124	更生訓練費の支給	●更生援護施設と連携し、対象者の把握に努めるとともに、更生援護施設入所者または通所者に対し、更生訓練費を支給し社会的自立の促進を図ります。	68	障がい福祉課	令和元年度は実績なし。	今後、対象者があれば支援を実施していく。	
		125	生活福祉資金の貸付	●障がいのある人が日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための相談や生活福祉資金の貸付を行い、開業・独立を支援します。	68	社会福祉協議会	○滋賀県生活福祉資金貸付事業相談窓口として相談支援を行った。 ※生業費貸付無	○貸付後の償還も含めた継続的な支援体制の整備。	
		②就労を支えるための検討の場づくり	126	就労に向けた体験機会の充実	●サロンやJエクスぺ(職業体験)を開催し、就労に向けてのステップアップにつなげます。	68	障がい福祉課	サロンは毎週木曜日14、15人参加で実施しており、Jエクスぺも1人利用者がありました。	利用者の社会参加に寄与しているが、そこから就労に結びつくまでが難しい。また、スタッフの高齢化が顕著であり若年層の支援者の確保が課題であります。
	127		関係機関による情報共有及び検討の場づくり	●就労を支えるために、必要に応じて庁内関係機関との事例検討等を通して、情報の共有を図ることで適切な就労支援につなげます。	68	障がい福祉課	湖南地域働き・暮らし応援センターと連携して、就労、日常生活の両面について個々のケースに応じた相談支援をおこなっている。	湖南地域働き・暮らし応援センターとの定期的な情報共有、検討の場を設置し連携強化を図る。	
	③一般企業等への障がい者雇用や障がいに対する理解の啓発	128	障がい者雇用の促進		●企業に対し、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種制度等により、障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。	69	商工観光労政課	事業所人権教育推進協議会と共催により、9月26日に滋賀県立三雲養護学校石部分教室への視察研修、11月22日に重度障害者多数雇用事業所であるカルビー・イートーク㈱の社長を講師に迎え障がい者雇用をテーマに企業内人権・同和問題研修会を開催し、障がい者雇用の促進及び周知を行った。 7月及び2月の企業訪問時には、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」についてのチラシやリーフレットの配布、週10～20時間未満で働く障害者を雇用する事業主の皆様への給付金のご案内チラシを持参して、市内事業所への啓発や雇用促進に努めた。 また、R2.2.18に栗東芸術文化会館「さくら」で企業の魅力情報発信シンポジウムを開催し、市内企業の人材確保支援事業に県内養護学校等の就職支援担当教諭や障がい者就職支援関係機関の担当者の参加が得られた。	障がい者雇用に関して、障がいの内容や程度、どのように対応すればいいのか悩んでいる企業も数多くある。障がい者雇用の支援制度の周知や関係機関との連携から企業の悩みの解消を図っていく必要がある。
							障がい福祉課	ハローワーク、相談支援機関や湖南地域働き・暮らし応援センター、就労支援担当課と連携・情報共有する中で、障がい者の就労支援を行うとともに、企業への理解促進を図った。	今後も一般企業への継続的な啓発等が必要。

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(2)福祉的就労の促進	①福祉的就労の促進	129	就労支援事業所の整備	●今後予想される特別支援学校卒業生の増大や障がいの重度化・重複化、施設等からの地域移行に伴う受け皿として、就労支援事業所等の整備を支援します。	71	障がい福祉課	令和元年度は、新たに市内に就労継続支援A型が1事業所。就労継続支援B型が2事業所。多機能型（生活介護・B型）が1事業所できました。	新規事業所開設後に通所者の確保が進まない場合があります。新規事業所の周知方法等が課題であります。
		130	優先購入(調達)の推進	●「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(障害者優先調達法)」に基づき、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。 ●栗東地区障がい者事業所連絡協議会と協力しながら、多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。	71	障がい福祉課	各作業所の製品購入・役務の外注を促進するため、各事業所の製品・サービスリストを作成した。また各作業所の製品・サービスリストを記載したチラシの作成を事業所連絡協議会へ助言し、市内の企業・会社へ発送を支援。優先調達の啓発を行った。	事業所連絡協議会とともに企業啓発の手法を検討し、販路拡大を図る。
(1)バリアフリー化の促進	①バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進	131	小・中学校の施設のバリアフリー化	●障がいのある子どもの就学の利便を図るため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	72	教育総務課	平成29年度において市内12校校舎のバリアフリー化が完了。令和元年度は体育館の設備改修を計画。	今後は、体育館についてバリアフリー化がされていない学校があるため、整備する必要がある。
		132	事業者に対する指導・助言	●「だれもが住みたくなる滋賀のまちづくり条例」に基づき、事業者に対して障がいのある人の立場で指導・助言を行います。	73	住宅課	特定施設の新築等の内容届出書を8件受理し、特定施設整備項目表に基づいて審査し、指導により4件が適合しました。	施行より10年以上経過し、関係法令の改正に対応されていない等、現状に合わない部分も見られ、県による基準の改正が必要と考える。 条例は努力義務であり、指導内容を反映して適合させようとする事業者が少ない。
						障がい福祉課	条例に基づき、建設予定事業者に指導、助言を行い、条例基準に沿った建設が行われた。	ユニバーサルデザインの必要性や障がいへの理解の啓発を今後も継続して行う。
		133	福祉のまちづくり意識の啓発	●福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。	73	障がい福祉課	広報やレクリエーションスポーツ大会などを通じ、障がいに対する正しい理解の促進に努めた。	多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発を行うとともに、活動支援も必要である。地域住民に対しさまざまな学習機会やまちづくり情報を提供し、まちづくり活動に取り組めるように、ボランティア・市民活動支援センターの活動を支援する。
		134	安全で快適な歩行空間の確保	●障がいのある人の需要に応じ、障がいのある人の利用に配慮した歩道整備や段差の適切な切り下げ・点字ブロックの敷設等を推進し、移動の連続性と安全で快適な歩行空間の確保に努めます。	73	道路・河川課 土木管理課 交通政策課	①苅原総線歩道整備 整備延長 46.2m ②栗東市バリアフリー基本構想を基に、重点整備地区である栗東駅を中心に点字ブロックの設置や歩道整備を実施しました。	誰もが安心して暮らせるため、持続的なバリアフリー化の取り組みを行うとともに、整備の推進には財源も必要となる為、中期的、長期的な視点から計画を行い対応していく必要があります。
		135	交通安全施設の整備推進	●音響信号機の整備など障がいのある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。	73	交通政策課	設置の必要な箇所については、県公安委員会において整備を行っています。	所管が県公安委員会であるため要望の実現までには時間がかかります。
		136	交通マナーの向上	●通行に支障となる放置自転車の撤去や路上迷惑・違法駐車防止等啓発に努めます。	73	交通政策課	条例に基づき放置自転車の警告・撤去・保管・返還を行い、放置禁止と迷惑駐車防止に努めました。	引き続き放置自転車の解消に向け関係者と連携して警告・撤去等に努めていく必要があります。
		137	道路の適正使用にかかる指導強化	●道路占用許可に際して厳正に審査をし、許可物件が通行を阻害することのないように努めます。	73	土木管理課	許可物件が通行を阻害することのないよう審査及び指導を行いました。	引き続き道路を適正に使用してもらうよう指導を強化していきます。
(2)防犯対策の充実	①防犯対策の充実	138	自主防犯活動のための支援と情報提供	●地域で自主防犯活動が活発にできるよう適切な支援と情報の提供を行います。	74	危機管理課	自主防犯活動団体運営補助事業の申請があった3団体に補助を行った。また、特殊詐欺被害や不審者情報に係る情報を登録制メールやホームページ等で108件発信し、啓発及び注意喚起を行った。	
		139	交通安全や防犯に関する出前講座の実施	●障がい者関係団体等からの依頼に応じて、交通安全や防犯に関する出前講座を実施します。また、犯罪に巻き込まれないための対策や犯罪の早期発見などについて、様々な媒体や方法を用いて啓発します。	75	関係各課	・自治会や老人クラブ、市内企業からの依頼により、交通安全についての出前講座を行った。(交通政策課) ・自治会や老人クラブ、地域のボランティア団体など(計10回)からの依頼により、防犯についての出前講座を行った。(危機管理課)	

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(2)防犯対策の充実	①防犯対策の充実	140	障がい者関係団体の開催する交通安全教室の支援	●障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障がいのある人の交通ルールの啓発等を支援します。	75	交通政策課	障がい者関係団体が交通安全教室を開催されたときには支援していきます。	障がい者関係団体の交通安全教室が開催されるように啓発する必要があります。
						障がい福祉課	依頼に応じて、交通安全教室等の開催や交通ルールの啓発等の支援ができるように関係課との協力体制の整備に努めた。	継続的な取り組みが必要。
(3)居住支援の充実	①障がいのある人が住みやすい住宅の供給・整備	141	在宅生活を送るためのアドバイスの充実	●在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいのある人からの住宅改造における相談があった場合に、障がいのある人の生活状況から住宅改造か、あるいは福祉用具などの利用で自立した生活を送ることができるのかのアドバイスを行います。	76	長寿福祉課	自立した生活が送れるよう、一人ひとりの身体的・機能的などをアセスメントし、福祉用具や住宅改修の相談に応じた。	住宅改修を実施した後の本人の生活の質の変化（生活の中での自立や社会参加など）の評価を実施する必要があります。
						障がい福祉課	事前相談を徹底し、在宅生活が安全に遅れるよう相談支援に努めた。	他制度と併用できるもの、できないものの判断は今後も必要となり、他制度も熟知しておく必要がある。介護保険、すこやか住まい助成・日常生活用具給付と連携し、個々の身体状態や生活環境にあった支援を継続する。
		142	住宅改造に伴う経費の一部助成	●在宅の重度障がいのある人の日常生活を容易にし、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に伴う経費の一部を助成します。	77	障がい福祉課	令和元年度実績は4件。助成対象外の方に対しては、日常生活用具等による代替の提案を行った。	他制度（介護保険・すこやか住まい助成・日常生活用具）と併用できるもの、できないものの判断は今後も必要となり、高齢部門との連携が必要である。
	②居住の場の確保	143	市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化	●公営住宅等長寿命化対策を通じて、居住性向上・福祉対応型改善を行います。	77	住宅課	栗東市公営住宅等長寿命化計画（修正版・平成31年1月）に基づき、社会資本整備総合交付金を活用するなかで、各種改善事業を実施しました。	令和2年度末をもって計画期間を終える住生活基本計画に関して、近年の社会経済状況等を勘案したなかで、公営住宅等をはじめとする住宅政策の見直しを検討する必要がある。
		144	グループホームの設置に対する支援	●地域のなかで共同生活を営むため、自立生活の援助を行うグループホームの設置について支援します。また、設置の際は、周辺住民の理解を促進します。 ●湖南4市での重度心身障害者進路先確保プロジェクト会議を開催し、関係機関及び当事者へのアンケート結果等を分析し、活用していきます。	77	障がい福祉課	新規事業者に市内のグループホーム建設を呼びかけることにより、令和4年度開設（定員20人）と令和6年度開設（定員20人）でグループホーム整備を推進することになりました。	匡県補助金のスケジュールについて事業者へ情報提供するとともに、必要な市補助金の予算確保が課題であります。
(1)防災対策の充実	①防災体制の充実	145	福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	●防災意識の醸成に努めるとともに、地域における住民（自治防災組織等）・民生委員・警察署・消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊急時の情報伝達体制を充実します。	79	危機管理課	地域防災計画については、基本方針の一つとして自助・共助の考え方に基づく防災思想、防災知識の普及、自主防災組織の育成を図ることとして改正を行った。また、災害時は同報系防災行政無線をはじめとしたさまざまな媒体を使って情報発信を行った。	
						社会福祉課	地域防災計画に即して、要支援者等避難行動支援マニュアルの改定を図りました。	マニュアルの周知と併せて、実効性のあるものにするため、今後モデル地域等を定め実証を図る必要があります。
						障がい福祉課	自立支援協議会定例会や障害者団体、保護者会との懇談会において災害時の情報入手、伝達方法を紹介し、普及に努めた。	継続的啓発が必要。☒
		146	避難行動要支援者名簿の整備	●関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障害のある人にかかる避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有します。	79	社会福祉課	災害時避難行動要支援者登録制度の「広報掲載」、「手引き」により制度の周知を図った。登録情報を毎月更新し、関係者へ台帳登録情報の共有を図った。	支援の必要な方に登録いただけるよう引き続き登録啓発が必要です。
障がい福祉課	名簿登録対象者の情報を整備担当課へ提供し、また窓口でも対象者への登録勧奨を行った。					継続的啓発が必要。☒		

施策の方向 1	施策の方向 2		今後の取組	内容	ページ	関係課	成果	課題
(1)防災対策の充実	①防災体制の充実	147	防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「栗東市地域防災計画」、「栗東市国民保護計画」に基づき、障がいのある人の避難方法や避難生活(福祉避難所の開設)など、被災後の具体的対策を含めた防災体制の充実を図ります。</li> </ul>	79	危機管理課	地域防災計画に関連する避難所運営マニュアルの基本方針の一つとして、避難者が互いへの配慮(特に要配慮者への配慮や、プライバシーの保護、男女のニーズの違い等)を適切に行えるよう意識することとして、改正を行った。	
				社会福祉課		避難行動要支援者からの申請情報を基に避難支援プランを作成し、支援者等へ情報提供を行いました。	要支援者と支援者が一体になった共助に即した、個別計画の策定が必要です。	
				障がい福祉課		医療的ケアの必要な難病の方等、保健所の事業に協力して要支援者計画の見直し等を行った。	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成依頼を行っていく必要がある。	